

## 反社会的勢力の排除に関する誓約書

\_\_\_\_\_（以下、「当社」という。）は、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に基づき、反社会的勢力でないことを表明し、次の各項について確約いたします。

1. 当社は、現在又は将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明・確約いたします。

- (1) 暴力団及びその構成員、準構成員
- (2) 暴力団関係企業及びその役員、従業員
- (3) 不当な利益を要求する団体及び個人
- (4) 社会運動を標榜して、不当な利益・行為を要求する団体及びその構成員
- (5) その他前各号に準ずる者

2. 当社は、現在又は将来にわたって、前項の反社会的勢力と次の各号のいずれかに該当する関係も有しないことを確約いたします。

- (1) 反社会的勢力によって、その経営を支配されていると認められる関係
- (2) 反社会的勢力がその経営に実質的に関与していると認められる関係
- (3) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつてするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められる関係
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与を認められる関係
- (5) 役職員又は経営に実質的に関与している者が、反社会的と社会的に非難されるべき関係

3. 当社は、当社の下請若しくは再委託業者（以下、「再委託先等」という。）が上記各項に該当しないことを確約し、将来にわたり各項に該当しないための措置を講じることを確約いたします。

- (1) 再委託先等が、上記各項に該当することが契約後に判明した場合には、ただちに契約を解除し、又は契約解除のための措置をとるものとします。

(2) 再委託先等が、反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は再委託先等をしてこれを拒否させるとともに、貴組合への報告及び捜査機関等への通報を行うものとします。

4. 当社は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約いたします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計又は威力を用いて貴組合の信用を棄損し、又は貴組合の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

5. 当社は、上記各項のいずれかを満たさないと認められることが判明した場合又はこの表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、何ら催告なく貴組合との一切の契約の解除又は取引の停止を受けても異議を申し立てません。これにより損害が生じた場合は、当社の責任とし、損害を賠償いたします。

また、上記各項のいずれかに該当するか否かの確認のため、貴組合が専門機関（警察、暴力追放運動推進センター等）に照会することについて同意します。

広島県農業共済組合様

令和 年 月 日

住所又は所在地

商号又は名称

代表者名

印